

求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示

株式会社 京都きもの学院

有料職業紹介事業許可番号(27-ユ-301859)

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下の項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ・取扱職種；全職種（港湾運送業務及び建設業務を除く）
- ・地域；国内

●手数料に関する事項

- ・求職者から徴収する手数料等はありません
- ・求人者から徴収する手数料については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人・求職の申込みを受理した以降、求人・求職者に提供する紹介サービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 手数料負担者は、求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者にたいする専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 手数料負担者は、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 1,000,000 円 活動 1 日当たり 100,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 手数料負担者は、求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 手数料の負担者は、関係雇用主とします。